

7. 輸入手続関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定 各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
1. 通関、防疫、検査等				
(1) 処理システム				
1 (通関情報提供システム) 大	00302	Sea- NACCS利用による納税者向けサービスの拡充について、問題提起者と通関情報処理センターとで十分に協議する。	平成7年4月、(社)日本通関業連合会の公益事業として、「通関情報提供システム」のサービスが稼働した。	
2 (BP担保の対象官署の共通化)	大 30701	平成8年度中に、Sea-NACCS及びAir-NACCSにおいて、全国共通して利用できることとする。	平成9年3月、左記措置を実施。	
3 (税関システムと各検査等システムのインターフェイス化) 大厚農	31101 31102 31110 31111 31703 40702 41102 41701	厚生省と農林水産省のシステムと税関のNACCS(通関情報処理システム)とのインターフェイス化により、具体的にどのような手続きが簡略化できるのか関係者に十分情報提供する。	厚生省の輸入食品監視支援システム(FAINS)、農林水産省の動物検査検査手続電算処理システム(ANIPAS)及び植物検査手続電算処理システム(PQ-NETWORK)と税関の通関情報処理システム(NACCS)とのインターフェイス化については、平成9年2月に厚生省の電算システムと、同年4月に農林水産省の電算システムとの間で実現した。平成8年10～11月にかけて、厚生省と税関との間の、平成9年2～3月、農林水産省と税関との間のインターフェイス化について、共同で関係者に対する説明会を実施し、諸外国への紹介等も含め、広報に努めた。	
4 (関税・消費税の納期限延長)	大 40703	Sea- NACCSとAir- NACCSの両方に共通して納期限延長のための担保の設定ができるように、平成11年度のSea- NACCSの更改時期に合わせて両システムの改変を行う方向で措置する。	次期海上システム開発推進協議会において、左記担保設定が可能となるようなシステム構築等の作業が進められているところ。	
(2) 体制強化				
1 (検査所長の権限強化)	厚 85171	腐敗、変敗した食品で処分に緊急を要するものについての判断権限を検査所長に委ねる方向で検討する。	昭和60年9月、左記措置を実施。	
2 (輸入届出窓口の増設)	厚 85172	食品等の輸入届出の受理を行う窓口の増設等について努力する。	昭和61年4月1日原木に設置。また、平成元年から12箇所の窓口を設置し、平成10年4月現在、全国31箇所の窓口にて業務を実施している。	
3 (くん蒸体制の整備)	農 87311	冬期の北海道のサイロでのリ化水素くん蒸については、体制整備ができれば、実施を検討する。	昭和63年11月、通達改正により可能とした。	
4 (放射能スクリーニング検査設備の設置)	厚 87333	成田空港、東京、横浜、大阪、神戸の5検査所で行っているが、大阪空港の他数か所の検査所においても検出器を設置し、検査を開始する予定である。	平成10年4月、大阪空港検査所(現在の関西空港検査所)の他、22の検査所に放射能測定器を設置した。	

7. 輸入手続関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定 各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
5 (検疫所への指導の徹底)	厚 00103	輸入食品の検疫について、検疫所間で差異が起こらないよう指導する。	輸入食品監視業務担当者会議及び検疫所業務地区別ブロック別会議において、同一の食品について検疫所間の取扱いに差異が生じないよう毎年度指導を行っている。	
6 (法令手続機関の集約化)	大厚農 40702	今後、既存港の整備や新港の開設等がなされる場合には、法令手続機関は一か所に集約することを前向きに検討する。	今後とも前向きに検討する。	
(3) 執務時間延長				
1 (大阪空港植物防疫)	農 87310	昭和63年度から土曜の午後及び休日に、植物防疫に係る検査を実施するための体制整備を検討中である。	昭和63年 4月12日改善措置実施。	
2 (業務時間の延長/検疫所)	厚(農) 88352 90402	成田空港等では、昭和61年度から業務時間を延長し、平日においては午後7時まで、土曜日、休日においても午後5時まで業務を実施している。	平成4年1月から、成田空港検疫所では、貨物量の増大に対応し、年間を通じ、午前8時半より午後9時まで業務を実施した。	
3 (検疫所の業務延長)	厚 88358	大阪空港等では、昭和61年度から業務時間を延長し、平日においては午後7時まで、土曜日、休日においても午後5時まで業務を実施している。	現在、関西空港検疫所(旧大阪空港検疫所)では、年間を通じ午前8時半から午後11時まで業務を実施している。	
4 (臨時開庁手数料)	大(厚)(農) 00301 20701	時間外通関手続について、通関事務の実態を早急に調査し、これを踏まえて現行取扱いを見直す。	実態調査の結果を踏まえ、平成6年1月から、臨時開庁手数料の徴収単位である標準申告件数を見直した。今後とも、通関処理の実態の変化に応じ、適宜見直し行っていく。	
5 (執務時間の延長)	大(厚)(農) 10105 20701	税関については、名古屋、福岡空港について、職員の常駐時間を平成7年中を目途に延長する。	平成7年4月、左記措置を実施。	
6 (最終便への対応)	(大)厚農 20701 41710	検疫所、動物検疫所及び植物防疫所に関しては、名古屋、福岡等の主要空港については、最終国際貨物便に対応し検査を行えるよう人員増や業務を行う時間の延長について検討を行う。	平成7年以降、それぞれ執務時間延長・定員増を実施。	

7. 輸入手続関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定 各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
7 (休日の業務対応) 大厚	40705	休日における海上貨物の搬出の迅速化を図るため、政府部門の輸入手続において率先して対応することとする。特に、税関においては、十分な行政需要がある海港については、下関港以外についても執務時間外に職員を常駐させるなどの体制整備を図るよう努め、また、厚生省の検疫所は、海港についても主要空港と同様に利用者のニーズに十分対応できるよう食品の輸入実態に心し業務体制整備を図る。	税関については下関港以外の海港においても、要請に応じて臨時に職員を手当てし適切に対処している。検疫所についても、平成10年1月から、下関港において土・日についても業務を実施することとした。	
(4) 手続の迅速・簡素化				
1 (船舶の無線検疫) 厚	87266	検疫伝染病の汚染地由来のコンテナ積載のみの理由により無線検疫が認められなかった船舶について、今後は無線検疫手続を適用する。	昭和62年9月、左記措置を実施。	
2 (到着前貨物の事前審査) 大	87282	本制度になしむ貨物等を特定して運用面で事前審査を行うことを検討する。	昭和63年4月、左記措置を実施。	
3 (関税納付前輸入許可制度) 大	87283	売上税を含めた内国消費税の納期限の延長制度も勘案しつつ、引き続き検討する。	平成元年4月、担保の提供を条件に輸入時から3ヶ月以内に限り関税等の納期限の延長を認める「納期限延長制度」を導入。	
4 (船舶内検査) 農	88350	植物粕類の輸入で複数港に荷揚げする場合、先港で荷卸しする荷口の検査結果を次港で荷卸しする荷口にまで適用するのは困難である。	平成9年3月、通達の改正により、同一船舶の同一船倉の貨物の場合は、最初の寄港地で全ての貨物の検査を行えるようにした。	
5 (無償修理後の再輸入) 大	00304	通関手続について、申告者に求める書類は必要不可欠なものに限るよう改めて周知する。	平成5年4月、左記措置を実施。	
6 (輸入食品事前確認制度) 厚	10105	所要の条件を満たす工場、食品等の申請を受けて速やかに登録する。その際、オーストラリアの第一次産業イネキ-省検疫検査局(AQIS)の登録データの活用を検討する。	輸出者等に制度の説明を行うとともに各国政府と協議を行い、更なる制度普及を図る。なお、オーストラリアから申請された酪農製品20品目は、審査時にAQISの承認検査データを受入れ、平成7年10月、登録済となり輸入時の検査を省略した。	
7 (到着即時輸入許可制度) 大	30702	文字通り「到着即時」に輸入が許可されるように実施する。併せて、こうした制度を広く利用者に周知する。また、本制度の海上貨物への導入については、迅速通関の観点から、航空貨物における利用状況等をみて、検討する。	平成8年4月、左記措置を実施(海上貨物への導入を除く)。 (注)「到着即時輸入許可制度」において、海上貨物への導入は、平成11年度中に実施予定。	

7.輸入手続関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定 各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
8 (通産省用インボイス)	通	40701	インボイス提出義務の見直しについて、平成9年度を目途として結論を得るべく、前向きに検討する。	平成12年度を目途に提出義務の軽減を図ることとし、その実現に向けた準備を進める。
9 (輸出入申告書等の保存の省略)	大	40704	電子媒体による保存を認めること等通関業者の書類保存に係る負担軽減措置を検討し、平成9年度中に全ての手続きを終了させる方向で措置する。	平成10年3月、通関業法上通関業者に保存義務が課されている帳簿や輸出入申告書の写しについて、電磁的記録による保存を認めた。
(5)各種証明書				
1 (食器の着色に関する証明書)	厚	82011 85167 85168 85173 85229	製造工程等からみて成分、内容等が同一の貨物の継続的輸入については、証明書の有効期限を6か月間とするよう各食品衛生監視員事務所に通知する。	昭和57年9月、左記措置を実施。
2 (事前届出制)	厚	85165 85166	事前届出制の導入、器具及び容器包装の分析証明書の有効期間の延長により、手続の簡素化 迅速化を図ることとする	昭和61年1月、左記措置を実施。
3 (輸入届出の省略)	厚	85173	苦情申立者が申越しの菜種等については、輸入届出を不要とする等の措置を講ずる。	昭和61年4月、左記措置を実施
4 (分析証明書)	厚	85167	品目に応じて有効期限を現行6ヶ月より延長することとし、準備を進める。	昭和60年9月、左記措置を実施。
5 (衛生検査証明書)	厚	87266	衛生検査証明書を廃止できないが、検査成績が優良な船舶については衛生検査証明書の有効期間を1年から2年に延長することとする。	昭和62年9月、左記措置を実施。
6 (検査証明書と衛生証明書の記載事項)	厚農	40101	動物検疫に係る検査証明書と食品衛生に係る衛生証明書については、関係省庁による協力をより積極的に推進し、関係国との二国間協議等を通じて我が国の基準を説明し、証明書の記載事項が農林水産省及び厚生省双方が求める基準を満たす内容となるように努め、不都合がないようにする。	両省が衛生証明書に要求するものは同一ではないが、証明内容に関する輸出国との二国間協議の際、両省が要求すべき内容を満せるよう努めている。
7 (衛生証明書記入事項の周知)	厚(農)	40101	衛生証明書の記載事項の不備を解消するため、輸出国に対して衛生証明書の記入事項の周知徹底を図る。	二国間協議などを通じ、随時説明を行っている。証明書の記載事項についても、重複する内容に対し、別葉の証明書提出は現在不要となっている。

7.輸入手続関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定 各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
8 (衛生証明書記載事項の簡略化) 厚(農)	40101	衛生証明書の記載事項のうち、処理加工された食肉において屠殺年月が判明している場合には、処理年月を不要とすることを早急に検討する。さらに、この検討は平成9年度までに結論を出し速やかに実施する。	平成9年2月、全国検疫所長等会議にて指示。	
(6)保稅倉庫				
1 (許可基準の緩和) 大	87285	現在の税関の体制からみて、一般的な基準緩和は困難。	平成7年7月、税関官署からの距離を原則10キロメートルから25キロメートルに緩和した。	
2 (執務時間外貨物取扱許可制) 大	87286	外国貨物と内国貨物が混在している場合には、貨物の取扱いには監視が必要である。	平成9年4月、許可制を届出制に移行するとともに、内国貨物を当該届出の対象から除外した。	
3 (石化用原油とナフサとの同時蔵置) 大	87288	同時蔵置は認められない。しかし、やむを得ないと認められる事情等の場合、条件を付して、その都度テストケースとして認めることが可能かどうか検討する。	平成9年3月、通達改正により同時蔵置を容認した。	
2.関税				
(1)関税分類				
1 (自動車用バックミラー) 大	82004	調査の結果、分類を変更することとし、本年5月24日以降輸入を許可する貨物につき適用。		
2 (印刷用紙) 大	83096	当該品は新聞印刷に適する種類のもので認められることから、新聞用紙に分類することとした。		
3 (ペイントローラー) 大	83103	申立者からの商品説明に基づき検討した結果、本品カーラーについては、今後、ペイントローラーに分類する。		
4 (オフセット印刷用にしみ防止材) 大	83129	提出された資料等から精密な分析を行い検討した結果、当該製品はその他の化学調製品に分類されるものであり、自由に輸入可能である。		
5 (ガス入りワイン) 大	84162	申立者より提出された新たな測定方法により再度測定した結果、通常のワインの取り扱いとした。		
6 (冷凍ケーキ) 大	86250	当該品目について、検討の結果「ペ-カリ-製品」として認め、ペ-カリ-製品に分類する。		

7. 輸入手続関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
7 (骨付き冷凍鶏肉) 大農	93500	大蔵省、農林水産省で協議した結果、関係通達等の改正を行い、平成6年10月1日以降輸入申告されるものについては、肉片のみに切断されることな(形状がわかる範囲で、「骨付き上もも」と「骨付き下もも」がさらに数カ所ですつ切りにされているものも「骨付きのもも」に分類することとした。		
8 (糖製品に係る所管省の統一的対応) 大農	93504	関稅定率法及び糖安法が密接に關係していることを考慮の上、両方における「香味料」の解釈について、出来るだけ早期(平成6年度末まで)に、その統一を図る。	平成7年6月、左記措置を実施。	
9 (分類基準の明確化) 大	00102	輸入食品の關稅分類基準を明確化するため、分類事例の公表件数を拡充する。	平成5年8月、事前教示の中で、公開可のものの中から分類の参考になるものは公開していくこととした。平成8年1月からは、事前教示に係る事務処理のシステム化に伴い、事前教示回答書のデータベース化を図り、閲覧用端末による検索を可能とした。	
10 (PEFの成分に関する分析方法) 大	10104	相互理解の増進の観点から、日本、ニュージーランド両国担当者による意見交換を速やかに行う	平成6年6月、左記措置を実施。	
11 (エタノール製剤) 大	95541	本製品は、商品の形態等からみて、飲用に供し難いものと認められることから、酒類には該当しないものと取り扱う		
(2) 關稅評価				
1 (稅額の還付) 大	84140	通關業者が運賃の計算等を適切に行っていなかったことを輸入業者に説明するとともに、課稅標準及び納稅稅額の更正を行い、輸入者に対して過大となった稅額を還付した。		
2 (課稅價格に算入すべきロイヤルティの解釈) 大	87291	事例集を作成中である。	昭和63年9月及び平成10年2月、事例集作成。	
(3) 特惠關稅				
1 (原産地證明書の事後発給) 大	87293	輸入者が誤って権限を有しない機関の原産地證明書を取得した場合等であつて、稅關長がやむを得ないと認めるときは事後発給を有効とするよう通達改正を検討する。	昭和63年4月、左記措置を実施。	

7.輸入手続関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定 各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
2 (織物製衣類の原産地認定基準)	大 00203	発展途上国内における国際分業の進展等を踏まえ、特惠関税制度、国内産業の状況等を考慮しつつ、特惠原産地認定基準の見直しを検討する。	平成5年11月、必要な加工の条件をこれまでの2工程から1工程(織物 衣類)に改正した。	
3 (原産地証明書原本提出義務の緩和)	大 00303 30703	特惠供与の限度枠管理が行われていない品目に関し、一定の要件の下に、原産地証明書原本の提出猶予を認める。	平成5年4月、左記措置を実施。さらに、平成8年1月からは、貨物の種類又は形状により原産地が明らかであると認められた物品(218品目)について原産地証明書の提出を省略。	
(4)その他				
1 (免税輸入における委任状提出義務の緩和)	大 00307	関税暫定措置法に基づく免税輸入について、輸入者と実際の使用者との委託関係が容易に確認できるものについては今後とも委任状の提出は求めない。		
2 (5)加工再輸入減税	大 31309	加工再輸入減税手続の簡素化については、平成7年4月から実施している。	平成8年4月、たてメリス生地を加工再輸入減税の対象となる輸出原材料に追加し、平成9年4月、海外でしゅう加工された製品を加工再輸入減税の対象として追加するなど、当該制度の対象となる範囲の拡大を行った。	
3.その他税制関係				
1 (酒類販売免許)	大 87296	輸入酒類の販売業免許事案(免許要件を充足する場合に限る)については、迅速な処理を期する観点から一般の免許事案とは別個に処理する。	昭和62年11月、左記措置を実施。	
2 (消費税納付制度)	大 00308	特殊関係にある者からの輸入品に係る消費税の評価申告について、申告に求める書類は必要不可欠のものに限るよう改めて周知する。	平成5年10月、関税が無税または従量税の場合には、評価申告書の提出は不要とした。	
3 (消費税の事後調査)	大 20702	事後調査において申告者に求める書類については、今後とも必要不可欠なものに限るとの方針で対処する。	申告者の事務負担を考慮し、事後調査において申告者に求める書類等については、必要不可欠なものに限ることとし、事後調査担当者を対象とした会議等の機会ある毎に、措置内容の周知徹底を図っている。	
4 (親子間配当に対する所得税率)	大 00401	我が国と外国との間の親子間配当に対する所得税率について、相互主義に基づき、その引き下げを実現するため、租税条約の締結及び改正を推進する。	各国と親子間配当に係る限度税率の引下げを含む租税条約交渉を開始済。すでに締結及び改正の実現されたものがある。また、今後とも随時機会を捉えて各国に対する働きかけを行う。	*

7. 輸入手続関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
5 (マイクロフィルムによる文書保存) 大	40601	<p>税法上保存義務がある帳簿等については、帳簿保存の制度目的に配慮の上、経済全体のコスト・メリットも考慮し、電子データによる保存を容認する場合の条件を勘案しつつ、税負担の公平確保の観点から必要な条件等の検討を行い、保存すべき全期間においてマイクロフィルムによる保存を認める方向で措置する。また、平成9年度中に措置のための全ての手続きを終わらせる方向で措置する。</p>	<p>平成10年3月、記録段階から電子計算機を使用して作成する帳簿書類については、税務署長の承認を受けた場合には、適正公平な課税の確保のために必要となる一定の要件の下で、保存すべき全期間において、コンピュータ・アウトプット・マイクロフィルムによる保存を容認すること等を内容とする法律が制定された。加えて、撮影タイプのマイクロフィルムによる保存が認められている国税関係帳簿書類のうち一部の証憑書類については、4年目以降(改正前は6年目以降)の保存期間についても一定の要件の下で撮影タイプのマイクロフィルムによる保存を行うことができることとした。</p>	
4. その他 1 (通関手帳による輸入したワットソ条約対象貨物の取扱) 通	88369	<p>ATA条約に規定する通関手帳により一時的に輸入されるワットソ条約対象貨物については、輸入承認は不要であるが、輸出承認は必要であるので、今後、整合性をとるべく検討する。</p>	<p>平成元年、整合性をとるべく関係通達を改正。</p>	